

令和5年度 ローラー運転業務特別教育のご案内

URL : <http://www.kensaibou-yamagata.jp> (各講習計画の詳細を掲載中)

山形労働局長登録教習機関

建設業労働災害防止協会山形県支部

TEL 山形県支部 : 023-642-3033

技能安全センター : 0237-83-2211

労働安全衛生法59条第3項及び同規則第36条第10号により、ローラーを運転する際は（道路上を走行させる運転を除く。）**特別教育を修了した者でなければ運転できません。また、運転を指示してもいけません。**

また、車両系建設機械（整地・運搬・積込み及び掘削用）運転技能講習修了証では、ローラーを運転することはできません。

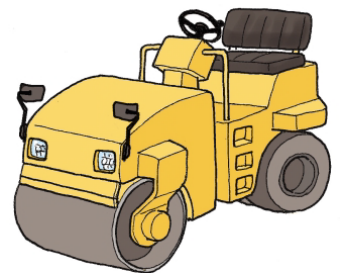
上記の資格取得のための教育（講習会）を下記のとおり開催いたしますので、計画的に受講されますようご案内申し上げます。

1 講習開催日

月	日 程	会場
1 0 月	3 0 日（月）～3 1 日（火） 定員〆切	「建設業技能安全センター」 寒河江市大字白岩字久保川原1 6 6 0 TEL：0 2 3 7－8 3－2 2 1 1
	3 0 日（月）・1 1 / 1（水）定員〆切	
1 2 月	2 1 日（木）～2 2 日（金） 追加開催	
※ 講習時間：学科6時間、実技4時間 2 日目の実技開始時間は受講者数により、午前または午後になります。		

2 受講資格

18歳以上の方ならどなたでも教育（講習）受講可能です。



3 受講料（受講料・教材費には、消費税含む。）

区分	一般	建災防会員 (会員には受講料3,500円補助)
受講料・教材費	受講料 19,340円 教材費 1,397円	受講料 15,840円 教材費 1,397円
	合計 20,737円	合計 17,237円

【注意】人材開発支援助成金は、講習終了後2ヵ月以内の申し込み手続きとなります。

4 修了証 所定の科目を受講した者に講習終了後、**即日交付**となります。

【統合修了証】 ※令和2年1月より運用開始

- 講習修了後、建災防山形県支部で管理するデータを基に「**特別教育 統合修了証**」を発行します。
- 建災防山形県支部発行の「特別教育修了証」をお持ちの方は、講習当日に回収しますので、ご持参下さい。**
※滅失により当日持参できない方で、後日修了証を発見した場合、自らハサミを入れて破棄して下さい。
※発行済みの修了証を保管希望の方は、ご自身で修了証に穴を開ければ提出不要です。

5 受講申込先、手続き等

(イ) 受講手続き

- ① 受講申込書兼受講票：ホームページからダウンロード可

(注1) 上記①を予め申込先に郵送（提出）して下さい。

(注2) 定員（16名）になり次第締切りとなります。お早めに申込書を提出して下さい。

(ロ) 受講料の納入

- ① 前納制となります。下記口座に期日までに納入して下さい。（講習5日前まで納入すること）
- ② 振込手数料はご負担願います。
- ③ 銀行振込の受領書をもって領収書に代えさせていただきます。

(ハ) 申込み・お問い合わせ先

〒990-0505 寒河江市大字白岩字久保川原1660

建設業技能安全センター・セーフティプラザ山形 TEL：0237（83）2211 FAX：0237（83）2212

- ① 山形銀行 県庁支店 普通N○. 0189758
口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部
 - ② きらやか銀行 山形東支店 普通N○. 0063838
口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部
- ※ 申込書を提出後、上記2行のいずれかにお振込み下さい。

6 その他

- ① 受講日当日、本人確認のため「運転免許証・健康保険証・住民票」のいずれかを持参してください。
身分証を忘れると、受講できません。
- ② 遅刻された場合には受講出来ないことがありますのでご注意下さい。
- ③ 受講料納入後、学科講習日の3日前(土、日、祝日を除く。)までに受講取り消しの連絡があれば受講料等の返金に応じますが、それ以降は如何なる理由でも受講料等の返金には応じられません。

建災防山形県支部 または
建設業技能安全センター

検索  CLICK!